

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	澁谷工業株式会社			コード	6340
提出日	2026/9/1	異動（予定）日	2026/9/25		
独立役員届出書の提出理由	2026年9月25日開催予定の定時株主総会において、小原正敏氏(社外監査役)の再任および稲葉良二氏(社外監査役)の選任議案が付議されるため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	玉井 政利	社外取締役	○										○				有
2	近藤 徳之	社外取締役	○													○	有
3	安宅 建樹	社外監査役	○							△							有
4	小原 正敏	社外監査役	○													○	有
5	大砂 雅子	社外取締役	○													○	有
6	稲葉 良二	社外監査役	○													○	新任 有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	社外取締役の玉井政利氏は、当社の顧問税理士であります。当社ホームページに掲載しております当社独自の「社外役員の独立性判断基準」に基づき、同氏に対し役員報酬以外に多額の金銭その他の財産は支給していません。	社外取締役の玉井政利氏は、公認会計士事務所における監査業務や税理士としての職務に関する業務経験を通じて、幅広い経験を有しております。同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上述の理由により、当社の企業経営に関して様々な助言、意見、監督を行っていただき、当社の企業価値向上に貢献いただけると期待できること、また、上場管理等に関するガイドラインⅢ5.（3）の2に規定する要件のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として指定しております。
2		社外取締役の近藤徳之氏は、総合商社における豊富な海外勤務の経験に加え、部門を統括する責任者として勤務し、さらに役員として企業経営に関与した経験を有しております。この経験を活かして当社の企業経営に関して様々な助言、意見、監督を行っていただき、当社の企業価値の向上に貢献いただけると期待できること、また、上場管理等に関するガイドラインⅢ5.（3）の2に規定する要件のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として指定しております。
3	社外監査役の安宅建樹氏は、当社のメインバンクである株式会社北國銀行の元取締役頭取(代表取締役、在任期間14年)であり、2020年6月19日に同行取締役頭取を退任し、相談役に就任しております。同行に現在同氏が業務執行者（使用人）に該当するか否かを確認したところ、該当しないとの回答を書面で受けております。	社外監査役の安宅建樹氏は、金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見を有しており、専門的見地から監査役としての役割を果たすことを期待できること、また、上場管理等に関するガイドラインⅢ5.（3）の2に規定する要件のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として指定しております。
4		社外監査役候補者(再任)の小原正敏氏は、弁護士として法曹界において豊富な経験を有しております。同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上述の理由により、監査役としての役割を果たすことが期待できること、また、上場管理等に関するガイドラインⅢ5.（3）の2に規定する要件のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として指定しております。
5		社外取締役の大砂雅子氏は、日本貿易振興機構（ジェトロ）での長年の勤務を経て、大学教授や社外役員を務めるなど幅広く活躍し、これらの豊富な経験と国際経済を中心とした高度な専門性を有しております。同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上述の理由により、当社の企業経営に関して様々な助言、意見、監督を行っていただき、当社の企業価値の向上に貢献いただけると期待できること、また、上場管理等に関するガイドラインⅢ5.（3）の2に規定する要件のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として指定しております。
6		社外監査役候補(新任)の稲葉良二氏は、商工部門を担当する地方公務員としての経歴に加え、業界団体(一般社団法人石川県鉄工機電協会)の役員としての豊富な知識と経験を有しております。同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上述の理由により、監査役としての役割を果たすことが期待できること、また、上場管理等に関するガイドラインⅢ5.（3）の2に規定する要件のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として指定しております。

4. 補足説明

--

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
- ※4 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※5 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。